

見積依頼書

令和8年8月21日

分任支出負担行為担当官

九州地方整備局 宮崎港湾・空港整備事務所長 久島 秋浩

1 オープンカウンター方式による見積合わせに付する事項

- (1) 件 名 令和8年度細島港土砂性状試験
- (2) 仕 様 等 仕様書のとおり
- (3) 履行期限 令和8年10月29日までとする。
- (4) 履行場所 仕様書のとおり

2 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 見積り合わせ時において、九州地方整備局から指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年度法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（手続開始の決定を受けている者を除く。）
- (5) 九州地方整備局（港湾空港関係）における令和7・8年度「測量・調査」業務に係る一般競争（指名競争）参加資格を有する者であること。又は、当該競争参加資格を有しない者にあつては、九州地方整備局（港湾空港関係）において「環境調査業務（土砂・土壌・底質に係る環境分析業務）」の履行実績を有する者であること。

3 問合せ先

〒880-0858

宮崎市港1丁目16番地

九州地方整備局 宮崎港湾・空港整備事務所 総務課 品質管理係

電話番号 0985-25-5375

メールアドレス: miyazaki-k89my@mlit.go.jp

4 仕様書等の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 別表のとおり
- (2) 配布場所 九州地方整備局宮崎港湾・空港整備事務所ホームページ入札・契約情報
(https://www.pa.qsr.mlit.go.jp/miyazaki/bid/open_counter.html)
電子調達システム
(<https://www.p-portal.go.jp/>)

5 仕様書等に関する質問の提出方法、期間

- (1) 提出方法 電子メール、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出するものとする。（提出期間内必着。）
- (2) 提出期間 別表のとおり
- (3) 提出場所 上記3に同じ
- (4) 回 答 回答書を九州地方整備局宮崎港湾・空港整備事務所ホームページ入札・契約情報（https://www.pa.qsr.mlit.go.jp/miyazaki/bid/open_counter.html）に掲載することにより回答する。

6 参考見積書の提出方法、期間

- (1) 本案件は、予定価格算定の参考とするため、見積書の提出に先立ち、参考見積書の提出を求める。
- (2) 参考見積書の様式は任意とするが、総価のほか、項目ごとの内訳金額を記載すること。
- (3) 提出方法 電子メール、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出するものとする。（提出期間内必着。）
- (4) 提出期間 別表のとおり
- (5) 提出場所 上記3に同じ

7 見積書の提出方法、期間及び場所

- (1) 提出方法 電子メール、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出するものとする。（提出期間内必着。）
- (2) 提出期限 別表のとおり
- (3) 提出場所 上記3に同じ

8 見積合わせの日時及び場所

- (1) 日 時 別表のとおり
- (2) 場 所 上記3に同じ
- (3) 見積参加者の立会いは省略する。

9 見積書の作成

- (1) 見積書の様式は、添付のとおりとする。
- (2) 参加者は、仕様書に基づき算出した総価をもって契約希望金額を見積もるものとする。見積書には、契約の履行に要する一切の費用の合計金額を記載すること。
- (3) 決定にあたっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約価格とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- (4) 見積書は、本見積依頼書、九州地方整備局（港湾空港）オープンカウンター方式実施要領

及び仕様書を熟読し、実施要領、見積依頼書、仕様書及び暴力団排除に関する誓約事項（別添 1）を承諾のうえ、提出すること。

10 契約の相手方の決定方法

- （１）有効な見積りを行った者のうち、予定価格の制限の範囲内の見積価格で、最も低い価格の見積りを行った者を契約の相手方とする。
- （２）契約の相手方となるべき同価格の見積りを行った者が二人以上あるときは、くじ引きで決定する。参加することができない場合は、その者に代わって当局の契約事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- （３）見積合わせの結果は、契約の相手方に決定した者のみに通知する。
- （４）見積合わせの結果は、九州地方整備局宮崎港湾・空港整備事務所ホームページ入札・契約情報（https://www.pa.qsr.mlit.go.jp/miyazaki/bid/open_counter.html）において、契約の相手方の決定後、速やかに公表するものとする。公表事項は、種別、件名、契約の相手方及び決定価格とする。

11 契約保証金の納付

免除

12 契約書の作成又は請書の提出の要否

要

13 支払条件

給付の完了の確認又は検査を終了した後、適法な支払請求書を受領した日から 30 日以内に、支払請求書記載の銀行口座へ振込みによる方法により支払う。

14 その他

- （１）質問書、参考見積書、見積書の作成及び提出等、本手続きに要する費用は、すべて参加者が負担するものとする。
- （２）当局の都合により見積合わせを取りやめることがある。
- （３）使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）による。
- （４）詳細は、九州地方整備局（港湾空港）オープンカウンター方式実施要領及び仕様書による。

（別表）

見積合わせ手続きに係る期限等

仕様書等の配付期間	令和8年8月21日（金）から令和8年9月9日（水）までの土曜、日曜及び祝日を除く8時30分から17時15分まで （最終日は15時00分まで）
仕様書等の質問期間	令和8年8月21日（金）から令和8年8月28日（金）までの土曜、日曜及び祝日を除く8時30分から17時15分まで （最終日は15時00分まで）
質問に対する回答	令和8年8月31日（月）から令和8年9月4日（金）までの土曜、日曜及び祝日を除く8時30分から17時15分まで （初日は13時00分から、最終日は15時00分まで）
参考見積書の提出期間	令和8年9月1日（火）から令和8年9月4日（金）までの土曜、日曜及び祝日を除く8時30分から17時15分まで （最終日は15時00分まで）
見積書の提出期間	令和8年9月7日（月）から令和8年9月9日（水）までの土曜、日曜及び祝日を除く8時30分から17時15分まで （最終日は15時00分まで）
見積合わせの日時	令和8年9月10日（木） 10時00分

(別添 1)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、見積書の提出をもって誓約します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者、法人である場合は役員、支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者又は団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている
- 5 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している

見積書

契約名 令和8年度細島港土砂性状試験

見 積 金 額	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	(税抜き)

九州地方整備局(港湾空港)オープンカウンター方式実施要領、見積依頼書、仕様書及び暴力団排除に関する誓約事項を承諾の上、上記のとおり見積します。
なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

分任支出負担行為担当官
九州地方整備局宮崎港湾・空港整備事務所長 殿

※以下は、押印を省略する場合のみ記載すること。
(連絡先電話番号は2以上記載すること)
本件責任者(会社名・部署名・氏名):
担当者(会社名・部署名・氏名):
連絡先1:〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
連絡先2:〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

令和 8 年度細島港土砂性状試験

仕 様 書

令和 8 年 8 月

国土交通省 九州地方整備局

宮崎港湾・空港整備事務所

1. 業務概要
本業務は細島港（工業港地区）の土砂性状について分析を実施するものである。
2. 調査場所
宮崎県日向市日知屋
3. 履行期間
契約締結日から令和8年10月29日までとする。
なお、履行期間における土曜日、日曜日及び祝休日を休日として設定している。

4. 業務内容

業 務 名 称	業務内容	単位	数量	参考数量
分 析		試料	1	
成果物	業務完成図書	式	1	

5. 仕様

- (1) 分析に用いる試料は、別添図面に記載の試料採取位置とする。また、詳細は当局職員より指示する。
- (2) 分析項目及び分析方法は下表のとおりとする。

【平成15年3月6日 環境省告示第18号 土壤溶出量調査(26項目)】

番号	試験検査項目	試 験 方 法
1	カドミウム及びその化合物	JIS K0102-3 14.3、14.4 又は 14.5 に定める方法
2	シアン化合物	JIS K0102-2 9.3.2 若しくは 9.3.3 の蒸留操作を行い、9.4、9.5、9.6 若しくは 9.7 の分析を行う方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「水質環境基準告示」という。）付表1（蒸留操作は装置にて行う。）に掲げる方法
3	有機りん化合物	JIS K0102-4 7.2.1 及び 7.2.3 に定める方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくは EPN にあっては JIS K0102-4 7.2.1、7.2.2.2 及び 7.2.5 若しくは 7.2.1 及び 7.2.6 に定める方法（ただし、7.2.6 に定める方法により測定する場合において、7.2.2 のクリーンアップを行うときは、7.2.2.2 に定める操作とする。）
4	鉛及びその化合物	JIS K0102-3 13.2、13.3、13.4 又は 13.5 に定める方法
5	六価クロム化合物	JIS K0102-3 24.3（24.3.7を除く。）に定める方法（ただし、24.3.2に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、JIS K0170-7 7 の a)又は b)に定める操作を行うものとする。）
6	砒素及びその化合物	JIS K0102-3 20.2、20.3、20.4 又は 20.5 に定める方法
7	水銀及びその化合物	水銀にあっては水質環境基準告示付表2に掲げる方法 アルキル水銀にあっては水質環境基準告示付表3及び昭和49年9月環境庁告示第64号（環境大臣が定める排水基準に係る検定方法）（以下「排出基準検定告示」という。）付表1に掲げる方法
8	ポリ塩化ビフェニル（PCB）	水質環境基準告示付表4
9	ジクロロメタン	JIS K 0125 5.1、5.2 又は 5.3.2

10	四塩化炭素	JIS K 0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5
11	クロロエチレン	平成 9 年 3 月環境庁告示第 10 号付表に掲げる方法
12	1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.1, 5.2, 5.3.1 又は 5.3.2
13	1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1, 5.2 又は 5.3.2
14	1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2
15	1,1,1-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5
16	1,1,2-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5
17	トリクロロエチレン	JIS K 0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5
18	テトラクロロエチレン	JIS K 0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5
19	1,3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.1, 5.2 又は 5.3.1
20	チウラム	水質環境基準告示付表 5
21	シマジン	水質環境基準告示付表 6 の第 1 又は第 2
22	チオベンカルブ	水質環境基準告示付表 6 の第 1 又は第 2
23	ベンゼン	JIS K 0125 5.1, 5.2 又は 5.3.2
24	セレン及びその化合物	JIS K 0102-3 26.2、26.3 又は 26.4 に定める方法
25	ふっ素及びその化合物	JIS K 0102-2 5.2 及び 5.3、5.2 及び 5.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約 200mL に硫酸 10mL、りん酸 60mL 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250mL を混合し、水を加えて 1,000mL としたものをうい、JIS K 0170-6 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）又は 5.2（蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH 試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び 5.5 に定める方法
26	ほう素及びその化合物	JIS K 0102-3 5.2、5.5 又は 5.6 に定める方法

【平成 15 年 3 月 6 日 環境省告示第 19 号 土壌含有量調査(9 項目)】

番号	試験検査項目	試 験 方 法
1	カドミウム及びその化合物	JIS K0102-3 14.2、14.3、14.4 又は 14.5 に定める方法（準備操作にあっては、4.2.4.5 に定める方法を除く。）
2	六価クロム化合物	JIS K0102-3 24.3（ただし、24.3.7 を除く。）に定める方法（ただし、24.3.2 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、JIS K0170-7 7 の a) 又は b) に定める操作を行うものとする。）
3	シアン化合物	JIS K0102-2 9.4、9.5、9.6 又は 9.7 に定める方法
4	水銀及びその化合物	水質環境基準告示付表 2 に掲げる方法
5	セレン及びその化合物	JIS K0102-3 26.2、26.3 又は 26.4 に定める方法
6	鉛及びその化合物	JIS K0102-3 13.2、13.3、13.4 又は 13.5 に定める方法（準備操作にあっては、4.2.4.5 に定める方法を除く。）
7	砒素及びその化合物	JIS K0102-3 20.2、20.3、20.4 又は 20.5 に定める方法
8	ふっ素及びその化合物	JIS K0102-2 5.2 及び 5.3、5.2 及び 5.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものをうい、JIS K0170-6 6 図 2 注記のアル

		ミニウム溶液のラインを追加する。)又は 5.2 (蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH 試験紙によって液性を判別する。)及び 5.5 に定める方法
9	ほう素及びその化合物	JIS K0102-3 5.2、5.5 又は 5.6 に定める方法

(3) 分析結果の整理及び解析は、下記のとおりとする。

- 1) 試験結果には、試料の保存状態及び採泥から分析までの経過を整理するものとする。
- 2) 関連資料として、当日の天候気温、位置、試料の外観（泥質色調、夾雑物）、試料の臭気の有無、保存処理の方法を収集し整理するものとする。

6. 成果物

成果物の仕様については、当局職員と協議する。

7. 検査

本仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。

8. その他

- (1) 本業務の結果及び業務の過程で知り得た事項は、当所の許可なしに他に流用してはならない。
- (2) 本仕様書に記載なき事項に疑義が生じた場合は、当局職員と協議する。
- (3) 本仕様書の 4. 業務内容にある数量について変更の必要が生じた場合、当局職員と受注者が協議し、業務実施上必要があると認められる場合には、これにより契約変更するものとする。

請 書

- 1 件 名 令和8年度細島港土砂性状試験
- 2 履行場所 発注者指定の場所
- 3 履行期間 自 令和 年 月 日
至 令和 8 年 1 0 月 2 9 日
- 4 請負代金額 ￥ —
(うち取引に係る消費税及び ￥ —
地方消費税の額)

上記の契約について、次の事項によりお請けします。

1. 別冊の仕様書、図面、見積依頼書、暴力団排除に関する誓約事項及びこれらに対する質問回答書に基づき、頭書の契約を履行します。
2. 貴局の承諾を得たときを除き、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させることはしません。
3. 仕様書及び図面に基づき、業務履行のため引渡しを受けた貸与物件については善良な管理者の注意をもって管理します。
4. 当方の責により貸与物件が滅失若しくはき損し、又はその返還が不能となったときは、貴局が指定した期間内に代品を納め若しくは原状に復し、又は損害を賠償します。
5. 引渡し前の目的物に係る損害（第7項又は第8項に規定する損害を除く）は、貴局の責めに帰すべき事由による場合を除き、当方が負担します。
6. 業務の履行に伴ない第三者に損害を及ぼしたときは、貴局の責めに帰すべき事由に基づく場合を除き、その損害については当方が負担します。又、通常避けることが出来ない理由による損害の場合、当方が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては負担します。
7. 天災その他不可抗力による損害については、その損害額が請負代金額の1/100を超えない額は当方が負担します。なお、損害額については、貴局と協議のうえ決定します。
8. 業務が完了したときは、直ちに業務完了通知書を提出して貴局の検査を受けます。
9. 前項の検査の結果、不合格となったときは、貴局の指示に従い、直ちに目的物を修補して再検査を受けます。
10. 請負代金の請求は、検査に合格した後、請求書により行ない貴局が受理された日から30

日以内に支払を受けます。

- 1 1. 引渡しの日から3年間（契約不適合責任期間）は、貴局が指定する期日までに、契約の内容に適合しない目的物に関し、目的物を修補し又は修補に代えて、若しくはその修補とともに損害を賠償します。但し、契約不適合責任期間内に貴局が契約不適合を知り、その旨を当方に通知した場合において、貴局が通知から1年を経過する日までに上記の修補請求等をしたときは、契約不適合責任期間内に請求等をしたものとみなします。
- 1 2. 当方の責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了する見込みがない場合は、請負代金額に年3パーセントの割合で計算した額を遅延損害金として、支払の際相殺されても異存ありません。
- 1 3. 当方が契約に違反し、貴局が民法の規定により契約の全部又は一部を解除したときは、解除部分に対する金額の1/10に相当する額を、違約金として貴局が指定する期間内に納付します。
- 1 4. この契約について新たに生じた事項その他疑義を生じた事項については、貴局と協議のうえ処理します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印

分任支出負担行為担当官

九州地方整備局 宮崎港湾・空港整備事務所長 殿

九州地方整備局（港湾空港）オープンカウンター方式実施要領

令和4年8月25日
改正 令和4年9月22日
改正 令和7年4月1日

（目的）

第1条 九州地方整備局（港湾空港関係）が行うオープンカウンター方式の取扱いについては、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、その他の法令に定めるもののほか、この要領に定めるものとする。

（定義）

第2条 オープンカウンター方式とは、会計法第29条の3第5項に基づき実施する随意契約（以下「少額随意契約」という。）において、契約担当官等（会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。）が見積書を徴取する相手方を特定せず、参加を希望する者から提出される見積書により見積合わせを行い、契約の相手方を決定する方式をいう。

（対象）

第3条 本要領は、予決令第99条第二号から第四号まで、及び第七号に規定するものうち、契約担当官等が本方式によることを適当と認めるものを対象とする。

予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）【抜粋】

（随意契約によることができる場合）

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 二 予定価格が四百万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 三 予定価格が三百万円を超えない財産を買い入れるとき。
- 四 予定賃借料の年額又は総額が百五十万円を超えない物件を借り入れるとき。
- 七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が二百万円を超えないものをするとき。

（参加資格）

第4条 本要領に基づくオープンカウンター方式による見積合わせに参加できる者は、次の各号に定める資格を有する者とする。

- 一 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 二 見積合わせ時において、九州地方整備局から指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- 三 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 四 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年度法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（手続開始の決定を受けている者を除く。）
- 五 その他、見積依頼書等で指定する条件がある場合は、当該条件に適合する者であること。

2 見積合わせに参加する者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和

22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはならない。

(見積依頼の方法等)

第5条 見積依頼書、仕様書及び見積書の様式については、調達機関のホームページ上で閲覧に供するほか、その調達案件を「統一資格審査申請・調達情報検索サイト (<https://www.p-portal.go.jp/>)」により公開し、参加を希望する者が調達機関のホームページ又は電子調達システム(GEP S)から見積依頼書等をダウンロードすることをもって見積依頼とする。

(見積書の提出等)

第6条 見積書は、本要領、見積依頼書及び仕様書を熟読し、本要領、見積依頼書、仕様書及び暴力団排除に関する誓約事項を承諾のうえ、提出すること。

2 見積書の様式は、見積依頼書とともに配布する様式による。

3 見積書への押印を省略することができる。見積書への押印を省略する場合、本件責任者及び担当者の部署名・氏名・連絡先を記載すること。なお、連絡先のうち電話番号は2以上記載すること。

4 見積書は、電子メール、持参、郵送(書留郵便に限る。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。)により提出すること(提出期間内必着。)

5 一度提出された見積書の引換、変更又は取消しは認めない。

6 見積りに際し、納入等を行う物品について、仕様書等で指定した規格等と異なる規格(後継品若しくは同等品)で見積を行う場合には、見積書の提出前にカタログ等を契約担当課に提出し、了解を得ること。カタログ等の提出及び当局の了解のない規格外の物品の納入は認めない。

(見積合わせ)

第7条 見積合わせは、見積依頼書に記載した日時に行う。その際、見積参加者の立会いは省略する。

2 提出された見積書のうち、予定価格の制限に達した価格の見積りがないときは、見積りに参加した者に対して、再度の見積書の提出を求めることがある。

3 見積書の提出期限までに見積書の提出がないとき又は再度の見積りによっても予定価格の制限に達した価格の見積りがないときは、オープンカウンター方式を取り止め、別途選定した者に見積りを依頼し、見積合わせを行うことがある。

(見積書の無効)

第8条 次のいずれかに該当する見積書は無効とする。

一 参加資格を有しない者の提出した見積書

二 見積書の提出期限後に到達した見積書

三 委任状を提出しない代理人が作成した見積書

四 同一人が見積もった金額の異なる二通以上の見積書

五 記名押印を欠く見積書(押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がない見積書)

六 金額を訂正した見積書

七 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積書

八 明らかに連合によると認められる見積書

九 その他見積に関する条件に違反した見積書

(契約の相手方の決定)

第9条 見積りを行った者のうち、予定価格の制限の範囲内の見積価格で、最も低い価格

の見積りを行った者を契約の相手方とする。

- 2 契約の相手方となるべき同価格の見積りを行った者が二人以上あるときは、契約担当官等が指定する日時及び場所において、当該見積をした者にくじを引かせて契約の相手方を決定する。当該見積をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって契約事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- 3 見積合わせは、見積依頼書に記載した日時に行い、その結果は、契約の相手方に決定した者のみに通知する。

(結果の公表)

- 第10条 見積合わせの結果は、調達機関のホームページにおいて、契約の相手方の決定後、速やかに公表するものとする。
- 2 公表事項は、種別、件名、契約の相手方及び決定価格とする。
 - 3 本条の規定による公表を除き、見積合わせの結果に関する個別の照会には応じないものとする。

(契約の締結)

- 第11条 契約の相手方は、契約書の作成を要する場合においては、契約担当官等から交付された契約書案に記名押印し、契約の相手方に決定した日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）にこれを契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。
- 2 契約の相手方が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、見積はその効力を失う。
 - 3 契約の相手方は、契約書の作成を要しない場合においては、契約の相手方に決定した後、速やかに請書を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等がその必要がないと認めて指示したときは、この限りではない。
 - 4 契約担当官等が必要と認める場合、契約の相手方は、調達物品等の価格のほか、配送費等の諸経費等の項目ごとの見積金額の内訳書を提出すること。見積金額の内訳書を提出する段階において事後的に見積金額を訂正することは認めない。
 - 5 契約の相手方が契約を結ばないときは、損害賠償の請求を行うことがある。

(その他)

- 第12条 本要領に基づき見積書を提出した者は、見積書提出後に、本要領、見積依頼書、仕様書、契約書案、請書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- 2 見積書作成及び提出その他本要領に基づく手続きへの参加に要する費用は、すべて見積合わせに参加する者が負担するものとする。
 - 3 当局の都合により見積合わせを取りやめることがある。
 - 4 見積依頼書において、見積合わせ参加者に対し参考見積書又は追加資料の提出を求める場合があるので、依頼があった場合にはこれに従うこと。
 - 5 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
 - 6 契約の相手方が正当な理由なく、業務を履行しない場合等不正不誠実な行為をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止等を行うことがある。